

令和7年度予算 経営体支援係関係説明次第

1 概要

2 主な事業

(1) 新規就農支援

- ①【拡】農業研修体制強化事業（国「農業教育高度化事業」活用）
- ②【新】とやまで就農受入体制づくり事業
（国「農地の受け手確保に向けた新規就農者誘致環境整備事業」活用）
- ③【新】世代交代就農円滑化事業（国⑥補正「新規就農者確保緊急円滑化対策」活用）
- ④【新】セカンドキャリア応援！農業経営継承事業（県独自）

(2) 既存担い手への支援

<ハード>

- ①【新】担い手応援！農地管理効率化事業（県独自）
- ②【拡】集落営農広域連携促進事業（国「集落営農連携促進等事業」活用）
- ③【新】とやま型集落営農スマート農機導入事業（県独自）
- ④経営体育成支援事業（国「農地利用効率化等支援交付金」活用）

<ソフト>

※県農業経営サポートセンター：専門家派遣等による経営課題の解決

富山めぐりマッチボックス：短期的な人手確保と、これを契機とした長期的な人材育成

(3) 農地集積・集約関係

- ①農地中間管理推進事業
・機構集積協力金交付事業（国⑥補正「機構集積協力金交付緊急対策事業」活用）

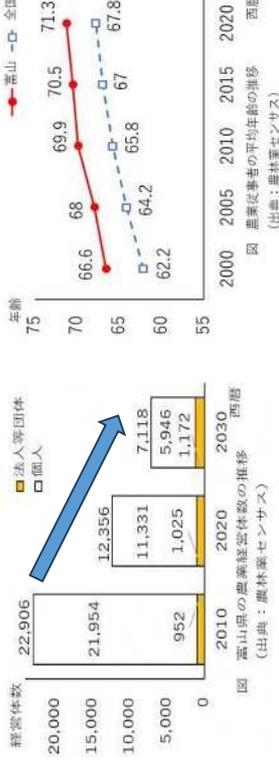
(4) 地域担い手育成総合支援協議会

- ①富山県担い手育成・確保総合支援事業（県独自）

人口減少下における担い手確保・育成対策

R7.2.27 農業関係事業（非公共）担当者会議資料
県農業経営課経営体支援係

- <現状> 経営体が激減し、地域農業・農地の維持継続が困難！
 ・経営体数12,356(2020)が、2030年に7,118(2020比▲42%)へ激減！
 ・農業者平均71.3歳(2020)で全国平均67.8歳より約15年も高齢化！
 ・集落営農(組織数705、うち法人数483)の
 ・新規就農は約70人/年で離農者数(528人/年)に追いつかない！



<これまでの主な対策>

○新規就農者の確保・育成

- ・とやま農業カレッジの研修機能拡充
- ・新規就農者への生活資金交付や農機等の導入支援
- ・地域での新規就農者の受入体制モデルづくり

○農業経営の継承

- ・就農コーデイネーターによるマッチング強化
- ・農業経営サポートセンターによる専門家派遣

○集落営農の継続対策

- ・農機利用・園芸導入や若者雇用等を行う広域連携づくり

○生産性の高い経営体の育成

- ・省力化、生産力アップのためのスマート農機等導入支援
- ・農地中間管理機構による農地の集積・集約

○多様な人材の活用

- ・短時間農業人材のマッチング
- ・女性の経営参画
- ・農業支援サービス
- ・農福連携

<R7の主な新規・重点事業>

○【拡】農業研修体制強化事業

- ・カレッジに、新たに園芸経営実践コース開講し体制強化

○【新】とやまで就農受入体制づくり事業

- ・地域の新規就農者の誘致体制や研修農場の整備等を支援

○【拡】青年農業者育成事業

- ・マッチング強化、農業高校等への新たなアプローチ

○【新】セカンドキャリア応援！農業経営継承事業

- ・50代希望者に研修中資金補助、就農時農機等導入支援

○【新】世代交代就農円滑化事業（2月補正）

- ・経営資源の有効利用や経営移譲に向けた取組みを支援

○【拡】集落営農広域連携促進事業

- ・農機利用・園芸導入・若者雇用等を行う広域連携づくり

○【新】とやま型集落営農スマート農機導入事業

- ・とやま型モデルを目指す組織のスマート農機導入等支援

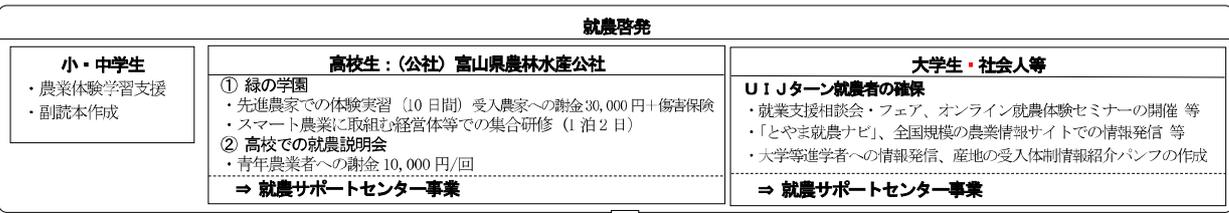
○【新】担い手応援！農地管理効率化事業

- ・経営面積拡大に向け、草刈りや水管理の負担軽減を支援

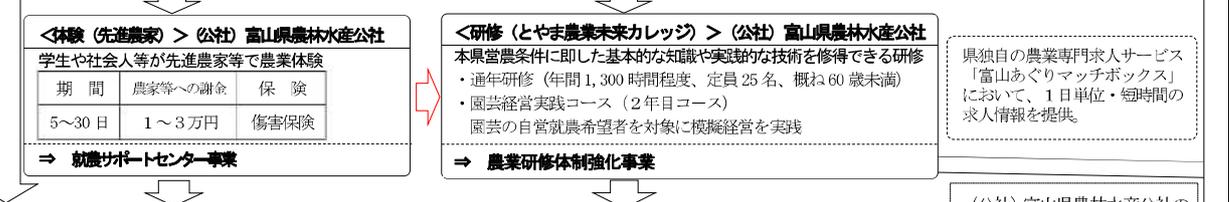
○【新】短時間農業人材マッチング促進事業

- ・県独自農業専門求人サービスを活用した人材確保を促進

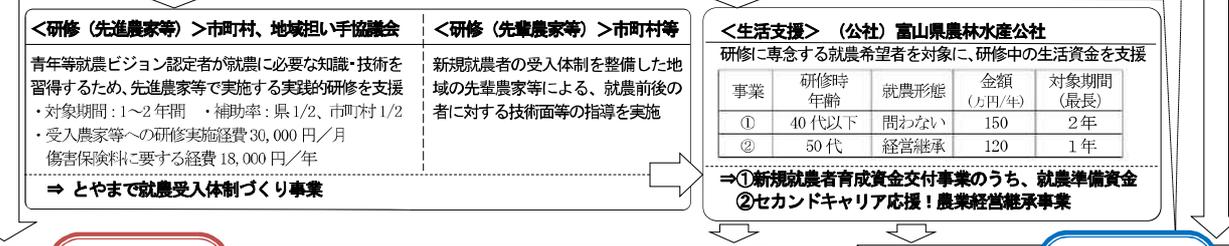
＜富山県における新規就農者の確保に向けた支援体系（令和7年度版）＞



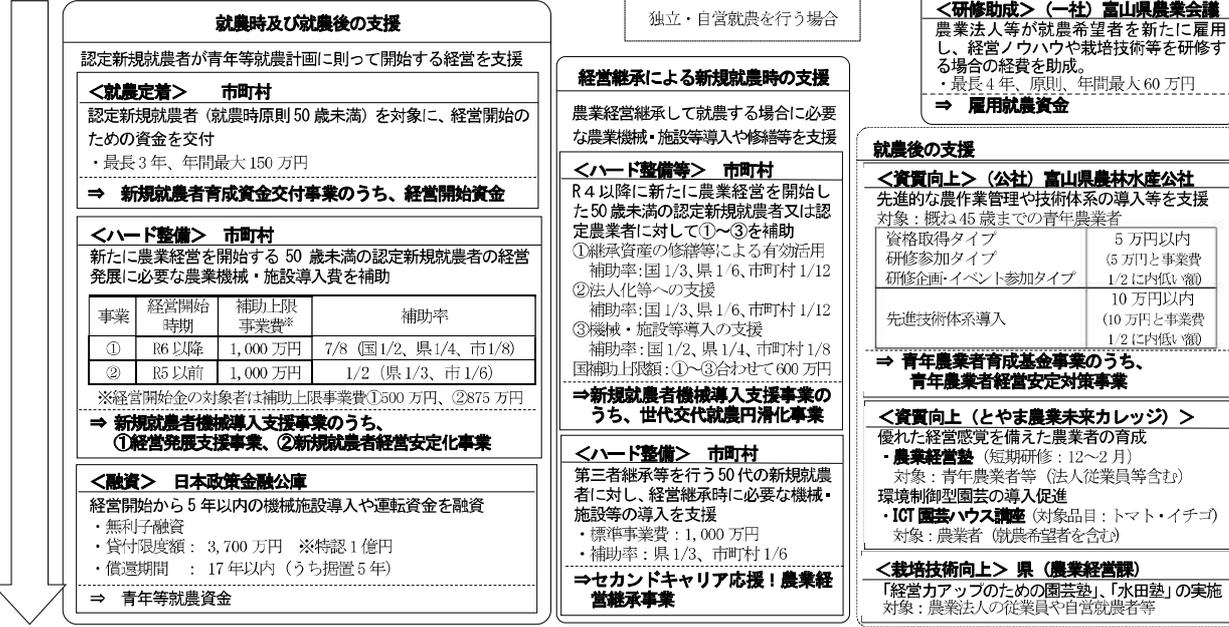
就農希望者



青年等就農ビジョン認定者（研修計画＋就農計画）：市町村（カレッジ生の場合は県）が認定



自営就農 認定新規就農者（青年等就農計画）：市町村が認定 **法人等での雇用就農** **雇用就農**



認定農業者（農業経営改善計画）：市町村が認定

就農相談 / 啓発 / 体験

技術修得（カレッジ、先進農家研修）

就農 / 経営発展

令和7年度当初予算 農業研修体制強化事業

農業経営課

1 目的

次代の本県農業を担う者を確保・育成するため、研修体制の強化を図るもの。具体的には、「とやま農業未来カレッジ」の研修体制の強化として、通年研修の定員拡充に伴う研修環境整備、「園芸経営実践コース」の開講、農業法人や集落営農の後継者等向けの短期研修の開催を実施。

2 内容

○とやま農業未来カレッジ（県農林水産公社に運営委託）

（1）通年研修（定員 25 名 就農時年齢原則 60 歳未満）

- ・就農希望者が本県の営農条件に即した農業の基本的な知識や実践的技術を体系的に習得できる研修を実施。（座学講義、作物実習、機械演習、農家派遣研修等 約 1,300 時間）
 - ・令和 6 年度から定員を 25 名に拡充するとともに、新たな研修拠点を整備。
 - ・令和 7 年度は、栽培実習を行う実習棟の整備に向けた土地造成を実施。
- ※研修生の就農ロードマップは別添のとおり

（2）「園芸経営実践コース」の開講

- ・通年研修生の中から園芸の自営就農希望者を対象に、2 年目コースである園芸経営実践コースを開講。
- ・研修生が自ら作成した経営計画に基づき、新たに整備した実習用園芸ハウス（2 棟）やカレッジ研修ほ場を活用した生産から販売までを実践する模擬経営や、栽培・経営の実践のためのより専門的な知識・技術を習得する座学講義を実施。

（3）短期研修

①農業経営塾（定員 20 名程度）

- ・優れた経営感覚を備えた担い手を育成するため、若手農業者等を対象に、経営管理やマーケティングなど経営分野を中心に体系的に修得できる研修を実施。（概ね 70 時間）

②公開講座等

- ・青年農業者等を対象に、県内外の第一線で活躍されている講師による公開講座（年 2 回）
- ・環境制御型園芸ハウスでの農業者向け研修「ICT園芸講座」
対象作物：トマト・イチゴ / 各 2 回 / 各品目、各回で 10 名程度

○農業法人や集落営農の後継者等向けの短期研修

（1）経営力アップのための園芸塾

- ・担い手経営体における園芸の導入と人材育成による経営力向上を図るため、農業法人や集落営農組織の従業員等を対象に、園芸栽培技術の習得を目指す短期研修を実施。

（予定）

対象品目	園芸重点推進品目
------	----------

受講対象者	園芸品目の導入・拡大を目指す農業法人、自営就農者
研修の内容	各品目の基幹作業を体験する実習と講義・経営計画策定などの座学研修、先進農家視察研修 →品目別にコースを設定し(2コース程度)、短期研修を予定
定員	30名程度×2コース
実施場所	【実習】JAグループの実習ほ場・ハウス、カレッジサテライト農場 など 【座学】富山県農業総合研修所 など 【視察】県内外先進農家

(2) 水田塾

・集落営農組織の後継者育成を支援するため、農家子弟等を対象に農業機械の操作体験研修を実施

(予定)

受講対象者	集落営農組織の後継者候補、新規就農希望者等
研修の内容	農業機械メーカーによる、機械操作体験研修 2回
実施場所	集落営農組織のほ場 など

3 県予算額 78,000千円

新 とやまで就農受入体制づくり事業

農業経営課

1 目的

農業者の高齢化等による地域農業の衰退が懸念される中、次世代の人材を地域が主体となって確保・育成していくため、新規就農者の誘致体制や研修農場の整備など新規就農者の受入体制づくりに取り組む地域を支援する。

2 内容

(1) 新規就農者の受入体制づくり

① 新規就農者の誘致体制の整備 6,000 千円

事業内容：複数機関の協働による効果的な誘致・支援体制の構築（検討会の開催、先進地視察等）、誘致の実施（PR コンテンツ作成、現地見学会の開催等）、就農前後の者に対するトータルサポート活動（短期農業研修の実施、技術面等の指導等）を支援。

実施主体：市町村、協議会、民間団体、農業法人、集落営農組織等

標準事業費：2,000 千円/地域、補助率：定額（国）

② 研修農場の整備 22,500 千円

事業内容：実践的な研修を行う研修農場の整備に必要な農業用機械・施設等の導入を支援。

実施主体：市町村、協議会、民間団体、農業法人、集落営農組織等

標準事業費：15,000 千円/地域、補助率：1/2 以内（国）

(2) 先進農家研修の実施 [就農準備研修事業] 1,134 千円

事業内容：市町村等が実施する青年等就農ビジョン認定者を対象とした先進農家等での研修を支援

実施主体：地域担い手育成総合支援協議会、市町村

補助率：県 1/2、市町村 1/2

計画人数：6名

研修対象者	研修期間	対象経費
先進農家等で研修を行う青年等就農ビジョン認定者（6名）	1年以上 2年以内	・研修生受入農家等が研修に要する経費の1/2 （研修生1人あたり月額30,000円上限） ・研修中の事故に係る傷害保険料に要する経費の1/2 （研修生1人あたり年額18,000円上限）

(3) 就農希望者の募集 2,000 千円

事業内容：受入体制を整備した地域が新規就農者を呼び込むために行う受入プログラムの発信、PRパンフレット作成、体験研修会の開催、SNS 広告宣伝等を支援。

実施主体：市町村、協議会、民間団体、農業法人、集落営農組織等

標準事業費：1,000 千円/地域、補助率：定額（県）

(4) 新規就農者の受入体制づくりの普及活動 366 千円

事業内容：新規就農者の受入体制づくりの先進事例を紹介する研修会を開催。

実施主体：県

3 県予算額 32,000 千円

※うち国費 28,500 千円（農地の受け手確保に向けた新規就農者誘致環境整備事業）

とやまで就農受入体制づくり事業

(R7 : 32,000千円)

目的： 農業者の高齢化等による地域農業の衰退が懸念される中、次世代の人材を、地域が主体となって確保・育成していくため、新規就農者の誘致体制や研修農場の整備など新規就農者の受入体制づくりに取り組む地域を支援する。

地域の受入体制づくり

人材の呼び込み

人材育成

(1)① 新規就農者の誘致体制の整備 標準事業費2,000千円/地域 (国定額)

<複数機関の協働による効果的な誘致・支援体制の構築>

- ・ 検討会の開催
- ・ コーディネーターの設置
- ・ マニュアル整備
- ・ 先進地視察 等

<誘致の実践>

- ・ 地域農業のPRコンテンツ作成
- ・ 現地見学会の検討会の開催 等

<就農前後の者に対するトータルサポート活動の実施>

- ・ 短期農業研修の実施
- ・ 先輩農業者による技術面等指導等

(1)② 研修農場の整備 (国1/2以内)

標準事業費15,000千円/地域

補助率:国1/2、補助上限:7,500千円

- ・ 農業用機械等の導入
- ・ 農業用ハウス等の整備

(3) 就農希望者の募集 (県定額)

標準事業費1,000千円/地域

受入体制を整備した地域が行う就農希望者の募集活動を支援

- ・ 受入プログラムの発信
- ・ PRパンフレットの作成
- ・ 体験研修会の開催
- ・ SNS広告宣伝 等

(2) 先進農家研修(就農準備研修)

の実施

補助率:県1/2、市町村1/2

補助上限:

- (1) 受入農家等が研修に要する経費: 30千円/月
- (2) 傷害保険料に要する経費: 18千円/年

研修期間: 1年以上~2年以内

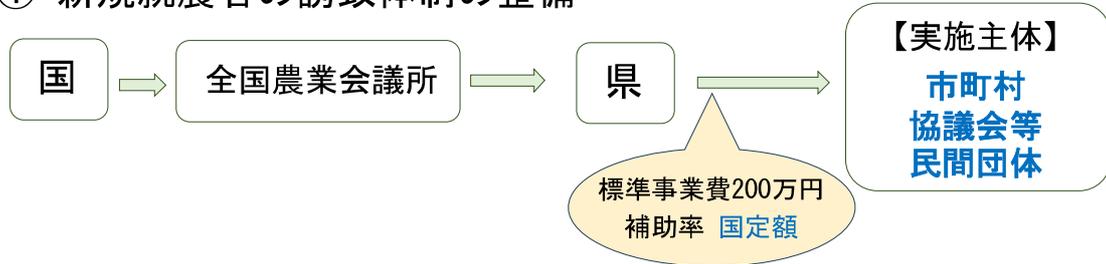
【事業実施主体】 上記(1)①、(1)②、(3)は市町村、協議会、民間団体、農業法人、集落営農組織等

上記(2)は地域担い手育成総合支援協議会、市町村

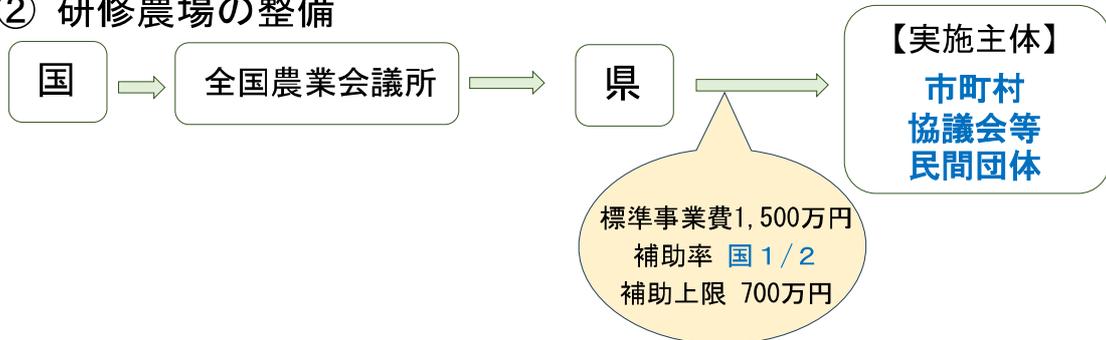
お金の流れ 【とやまで就農受入体制づくり事業】

(1) 新規就農者の受入体制づくり

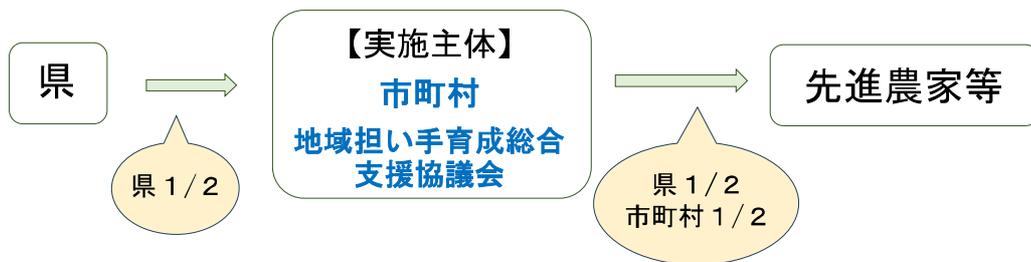
① 新規就農者の誘致体制の整備



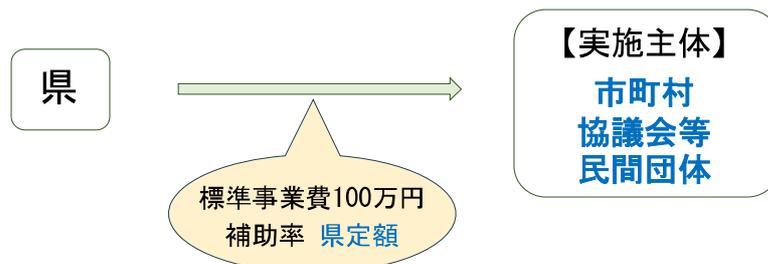
② 研修農場の整備



(2) 先進農家研修（就農準備研修）の実施



(3) 就農希望者の募集



新規就農者育成総合対策のうち

農地の受け手確保に向けた新規就農者誘致環境整備事業

【令和7年度予算概算決定額 10,748 (9,638) 百万円の内数】

<対策のポイント>

地域計画の策定により明らかになる受け手のない農地に円滑に新規就農者を誘致するため、関連事業と連携し、地域の関係機関による誘致体制の整備や、技術習得のための**研修農場の整備、就農前後の方に対するトータルサポート活動、就農に適した農地の整備等を一体的に支援**します。

<事業の内容>

1. 新規就農者の誘致体制の整備

複数機関の協働による効果的な誘致・支援体制の構築、誘致の実践、就農前後の方々に対するトータルサポート活動を支援します。(定額)

2. 研修農場の整備

就農希望者が実践的な研修を行う**研修農場に必要な農業用機械・設備の導入、施設整備等を支援**します。(1/2以内)

(農地整備等関連事業)

3. 遊休農地解消対策事業

目標地図において受け手が位置付けられていない遊休農地について、**農地バンク**等による簡易な整備を支援

4. 基盤整備事業 (農地耕作条件改善事業等)

畦畔除去による区画拡大や暗渠排水等の**きめ細かな耕作条件の改善への支援**等

<事業の流れ>



<事業イメージ>

新規就農者の誘致体制の整備
(複数機関の協働による効果的な誘致・支援体制の構築)

コーデイネータ設置、検討会開催、先進地視察、マニュアル整備等

※「新規就農者参入促進計画」を作成
・地域における推進体制や、新規就農者の現状と目標、農地の状況等を記載

(誘致の実践)

地域農業のPRコンテンツ作成、
現地見学会開催等

相談対応、指導

(就農前後の者に対するトータルサポート活動の実施)

- ・短期農業研修の実施
- ・就農相談員の設置又は地域の先輩農業者への依頼により、就農前後の者に対する農地確保、資金調達、生活面、技術面等についての相談対応・指導等を実施

研修農場の整備

農業用機械・設備の導入、農業用ハウス等の整備

いずれも実施する場合は優先的に採択

就農に適した農地の整備

遊休農地解消対策事業 / 基盤整備事業 (農地耕作条件改善事業等)

新規就農者誘致環境整備事業

将来の農地の受け手 となる

新規就農者を呼び込みませんか？

農林水産省が
伴走支援
いたします！

事業の概要

地域計画の策定により明らかになる将来の受け手がない農地に、円滑に新規就農者を誘致するため、関連事業と連携し、地域の関係機関による誘致体制の整備や、技術習得のための研修農場の整備、就農前後の方に対するトータルサポート活動、就農に適した農地の整備等を一体的に支援します。

----- どんなことに活用できるの？（本事業でできること） -----

新規就農者の誘致体制の整備

都道府県、市町村（農業委員会を含む）、J A、農地バンク、土地改良区、農業者等の関係機関による新規就農者を誘致するための体制づくりや誘致の実践、就農前後の方々に対するトータルサポート活動に必要な取組を支援します。（定額補助）

具体的な支援

- ・コーディネータ設置
- ・検討会開催
- ・先進地視察
- ・マニュアル整備
- ・地域農業のPRコンテンツ作成
- ・現地見学会開催
- ・短期農業研修の実施
- ・就農相談員の設置又は地域の先輩農業者等への依頼による
就農前後の者に対する農地確保、資金調達、生活面、技術面等についての相談対応・指導 等

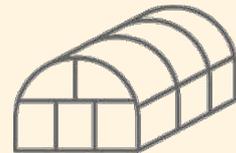


研修農場の整備

就農希望者が実践的な研修を行う研修農場に必要な農業用機械・設備の導入、施設整備等を支援します。（補助率 1/2 以内）

具体的な支援

- ・農業用機械・設備の導入
- ・農業用ハウス等の施設整備



（関連事業でできること）

遊休農地の解消

受け手がない遊休農地を農地バンクが借り受け、簡易な整備を支援します。

具体的な支援

- ・草刈り・除稈・抜根等
（10aあたり最大43,000円）



農地の基盤整備

畦畔除去による区画拡大や暗渠排水等のきめ細やかな耕作条件の改善等を支援します。

具体的な支援

- ・区画拡大、暗渠排水、土地改良、
農作業道の整備等



＼ **農林水産省の伴走支援** ／

- ✓ 国が地域の御担当者様と連携し、案件形成を進めます
- ✓ 新・農業人フェア（全国規模の就農相談会）等に国の特設ブースを設けて、事業の活用希望地域の紹介をします

よくあるご質問

※ こちらのQ&Aについては、**R7.1月時点**の情報を記載しておりますので、今後変更となる可能性がございます。

Q 新規就農者の誘致体制の整備はどのようなことに活用できますか？

A 表面の例の他、**農地整備等に当たって必要な地域の合意形成の取組を支援すること**を検討中です。

Q 関連事業（遊休農地の解消、農地の基盤整備）の活用は必須ですか？

A 新規就農者の誘致と営農に適した農地整備を一体的に進める事業趣旨に鑑み、**関連事業を活用する予定の取組主体を優先採択すること**を想定していますが、**就農に適した農地の確保が可能な場合は、この限りではありません。**

Q 今回関連事業を実施した場合、今後、**同じ農地で公共の基盤整備事業は実施できなくなりますか？**

A 関連事業を実施した場合であっても、**手戻りにならない範囲で同一の農地で公共の基盤整備事業を実施することは可能**ですので、個別の案件に応じて御相談ください。

Q 基盤整備等の実施に向けた不在地主の探索、地権者・耕作者等を対象とした意向調査等に要する経費は、**本事業で支援対象になりますか。**

A これら農業委員会が行う活動に係る経費については、**農業委員会の関連予算で措置**しており、**本事業では対象になりません。**

Q 「研修農場の整備」で導入・整備した機械・施設等は**研修以外の用途で使用できますか？**

A 取組主体の法人等が導入・整備した場合、**研修に必要な利用時間（1年以上、概ね1200時間／年）を満たすとともに研修の妨げとならず研修時間数を超えない範囲**であれば、**営農への利用を妨げないように措置**することを検討中です。

Q 本事業は**単年度の取組**が対象ですか？

A 事業の活用には、**3年以内の取組内容を記載した「新規就農者参入促進計画等」に基づき、毎年度採択の上、予算の範囲内**で取り組んでいただくこととなります。

お問合せ先

農林水産省経営局就農・女性課 Mail:yuchikankyoseibi@maff.go.jp



39 新規就農者育成総合対策

【令和7年度予算概算決定額 10,748 (9,638) 百万円】
 【令和6年度補正予算額 5,416百万円】

<対策のポイント>

農業への人材の一層の呼び込みと定着を図るため、経営発展のための機械・施設等の導入を地方と連携して親元就農も含めて支援するとともに、就農に向けた研修資金、経営開始資金の交付、地域における農地の受け手確保に向けた新規就農者の誘致環境の整備等の取組を支援します。また、農業大学校・農業高校等における農業教育の高度化、就農相談会の開催等の取組を支援します。

<政策目標>

40代以下の農業従事者の拡大

<事業の内容>

1. 経営発展への支援

就農後の経営発展のために、都道府県が機械・施設等の導入を支援する場合、都道府県支援分の2倍を国が支援します。

2. 資金面の支援

- ① 新たに経営を開始する者に対して、資金を交付します。
- ② 研修期間中の研修生に対して、資金を交付します。

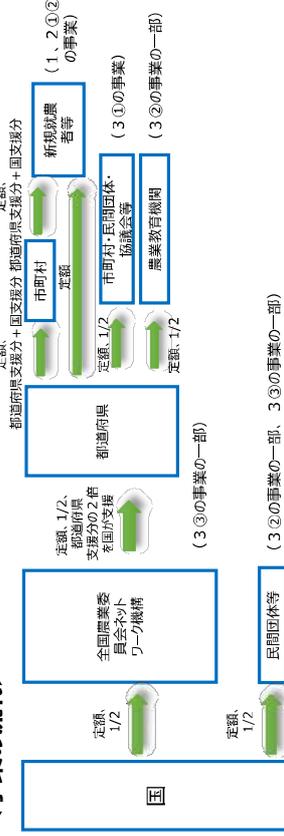
3. 誘致環境の整備、農業教育の高度化への支援

- ① 地域計画の策定により明らかになる受け手のいない農地に新規就農者を誘致するための体制づくり、誘致の実践、就農前後の方々に対するトータルサポート活動及び研修農場の整備を支援します。
- ② 農業大学校・農業高校等における農業教育の高度化を支援します。
- ③ 就農相談会の開催等による多様な人材の確保を支援します。

(令和6年度補正予算) 新規就農者確保緊急円滑化対策

親元就農者を含む新規就農者の経営継承・発展の取組を支援するとともに、就農前後の資金面、教育環境の整備等を支援します。

<事業の流れ>



<事業イメージ>



1. 経営発展への支援

経営発展支援事業※1

(機械、施設、家畜導入、果樹・茶改植、機械リース等が対象)

対象者：認定新規就農者※2 (就農時49歳以下)

支援額：補助対象事業費上限1,000万円 (2①の交付対象者は上限500万円)

補助率：都道府県支援分の2倍を国が支援 (国の補助上限1/2 (例) 国1/2、都道府県1/4、本人1/4)

特別枠：将来像が明確化された地域計画等に位置付けられる者に対する「地域計画早期実現支援枠」を設定し「機械・施設等の修繕・移設・撤去 (補助率 国：1/3、都道府県又は市町村：1/3 (任意))」を支援]

2. 資金面の支援

① 経営開始資金※3

対象者：認定新規就農者※4 (就農時49歳以下)

支援額：12.5万円/月(150万円/年)※5

×最長3年間

補助率：国10/10

② 就農準備資金※3

対象者：研修期間中の研修生(就農時49歳以下)

支援額：12.5万円/月(150万円/年)※5

×最長2年間

補助率：国10/10

3. 誘致環境の整備、農業教育の高度化への支援

① 農地の受け手確保に向けた新規就農者誘致環境整備事業

・新規就農者の誘致体制の整備

・複数機関の協働による効果的な誘致・支援体制

・就農前後の方々に対するトータルサポート活動

・研修農場の整備

・実践的な研修を行う研修農場に必要な農業用機械・設備の導入、施設整備

② 農業教育高度化事業

・農業大学校・農業高校等における農業機械、設備等の導入

・国際的な人材育成に向けた海外研修

・スマート農業、環境と調和のとれた農業等のカリキュラム強化

・現場実習や出前授業の実施

・先進的な教育、研修モデルの創出 等

③ 農業人材確保推進事業

・就農相談会の開催 等

- ※1 取組計画に応じた事業採択方式で実施
- ※2 新規参入者、親元就農者 (親の経営に継承した者) が対象
- ※3 前年の世帯所得が原則600万円以下の者を対象
- ※4 新規参入者、親元就農者(親の経営に従事してから5年以内)に継承した者)のうち経営発展に向けた取組を行い、新規参入者と同等の経営リスクを負う者が対象
- ※5 支払方法 (月毎、半年等) は交付主体による選択制

【お問い合わせ先】 経営局就農・女性課 (03-3502-6469)

令和7年度当初予算 新規就農者機械導入支援事業

農業経営課

1 目的

新規就農者の早期の経営確立のため、農業機械・施設の導入等を支援し、初期投資の負担軽減を図るもの。

2 事業内容

(1) 新規就農者経営安定化事業 12,000 千円

青年等就農計画に掲げる目標達成に必要な農業機械等の初期投資に係る負担を軽減

対象者：認定新規就農者

(令和5年度以前に、原則50歳未満で独立・自営就農した者等)

実施主体：市町村

標準事業費：①「経営開始資金」を活用する場合875万円

②「経営開始資金」を活用しない場合1,000万円

補助率：県1/3以内、市町村1/6以上(計1/2)

(2) 経営発展支援事業 73,500 千円

経営発展のために必要な農業機械等の導入に係る負担を軽減

対象者：認定新規就農者

(令和6年度以降に、原則50歳未満で独立・自営就農した者等)

実施主体：市町村

標準事業費：①「経営開始資金」を活用する場合500万円

②「経営開始資金」を活用しない場合1,000万円

補助率：国1/2、県1/4、市町村1/8(計7/8)

(3) 世代交代就農円滑化事業 54,000 千円

親元就農を含む新規就農者がスムーズに経営を継承・発展できるよう、継承した経営資源の修繕や経営移譲に向けた取組を支援

対象者：認定新規就農者、認定農業者等

(令和4年度以降に、原則50歳未満で独立・自営就農した者等)

実施主体：市町村

補助率：①継承資産の有効活用 (国1/3、県1/6、市町村1/12)

②法人化等への支援 (国1/3、県1/6、市町村1/12)

③機械・施設の購入支援 (国1/2、県1/4、市町村1/8)

※メニュー①～③への国の補助総額は、最大600万円

3 県予算額 139,500 千円

令和7年度当初予算 世代交代就農円滑化事業

農業経営課

1 目的

親元就農を含む新規就農者がスムーズに経営を継承・発展できるよう、継承した経営資源の修繕や経営移譲に向けた取組を支援。

2 事業内容

対象者：認定新規就農者、認定農業者等

(令和4年度以降に、原則50歳未満で独立・自営就農した者等)

実施主体：市町村

補助率等：

支援メニュー	補助率		
	国	県	市町村
①継承資産の有効活用 農業用機械・施設等の経営資源を新規就農者が継承・利用する際の修繕、移設、撤去等への支援	1/3	1/6	1/12
②法人化等への支援 法人化、専門家の活用等の農業経営の移譲に向けた取組への支援（定款の認証料等の法人設立費用、専門家謝金、旅費等）	1/3	1/6	1/12
③機械・施設の購入支援 機械・施設の取得等に係る購入費用を一体的に支援	1/2	1/4	1/8
【補助上限金額】 (メニュー①～③への補助総額。 ①～③の組み合わせ、比率に制限はない)	600万円	300万円	-

3 県予算額

54,000千円（国 36,000千円、県 18,000千円）

<令和7年度当初予算>

⑨ セカンドキャリア応援！農業経営継承事業

農業経営課

1 目的

後継者確保を加速するため、第三者継承等を行う 50 代の新規就農者に対し、継承前研修中の生活資金や、継承時の機械・施設等の導入を支援する。

2 内容

(1) 経営継承前の研修中の生活資金補助

経営継承前に必要な技術等を習得するために研修を受ける者に資金を補助

- 対象者：経営継承を予定する 50 代の就農希望者
- 実施主体：(公社) 富山県農林水産公社
- 支援水準：10 万円/月×最長 1 年間 (最大 120 万円/年)
- 計画人数：3 人
- 返還要件：研修終了後 2 年以内に経営継承
経営継承後 3 年間の経営継続

(2) 経営継承時の機械・施設等の導入の支援

経営継承時に必要な機械・施設等の導入を支援

- 対象者：令和 7 年度に経営継承して経営を開始する 50 代の新規就農者
- 実施主体：市町村
- 標準事業費：1,000 万円
- 補助率：県 1/3 以内、市町村 1/6 以上 (計 1/2)
- 計画数：3 経営体

表 継承パターン別の支援内容

パターン	誰が 【対象者(継承者)】	どの経営体を 【移譲者】	どのように譲り受けるか 【継承するもの】	県の支援内容	
				①生活資金補助	②機械等導入支援
1 第三者継承	50代の 就農希望者	個人経営体	経営資源（農地等）を引き継ぎ、独立・自営就農する	経営継承前研修中の生活資金を支援	引き継ぐ経営資源の購入、修繕等
		一戸一法人	経営資源を引き継ぎ、法人経営を継続する	(同上)	(同上)
		集落営農法人	経営資源を引き継ぎ、独立・自営就農する	(同上)	(同上)
2 集落営農	50代の 構成員子弟	親が構成員である 集落営農	所属組合の専従かつ代表者等の役員となり、集落営農法人を継続する	経営継承前研修中の生活資金の支援	経営継承後の経営発展に必要な機械等の導入支援

3 県予算額 13,600 千円

新事業と現行事業の比較

① 研修中の生活資金補助

事業名	研修時 年齢	就農形態の 制限有無	金額 (万円/年)	対象期間 (最長)	返還要件
セカンドキャリア応援！ 農業経営継承事業	50代	有 経営継承 (第三者、集落営農)	120	1	<ul style="list-style-type: none"> 研修終了後2年以内に経営継承 経営継承後3年間の経営継続
就農準備資金	40代 以下	無	150	2	<ul style="list-style-type: none"> 研修後1年以内に就農 就農後2年間の就農継続

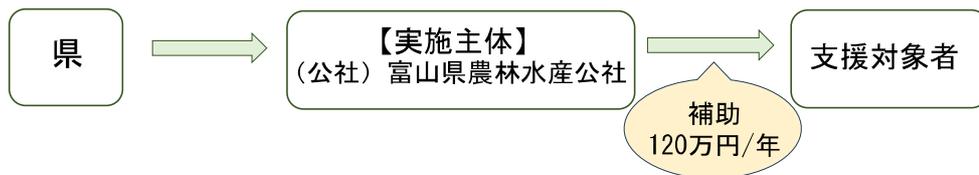
② 経営継承時の機械・施設等導入支援

事業名	経営開始後の 支援時期	経営継承時 年齢	就農形態の 制限有無	補助率
セカンドキャリア応援！ 農業経営継承事業	1年目	50代	有 経営継承 (第三者、集落営農)	1/2 (県1/3、市1/6)
経営発展支援事業	1～2年目	40代以下	無	7/8 (国1/2、県1/4、市1/8)
R6旧(就農スタート アップ支援事業)	3～5年目	40代以下	無	1/2 (県1/3、市1/6)

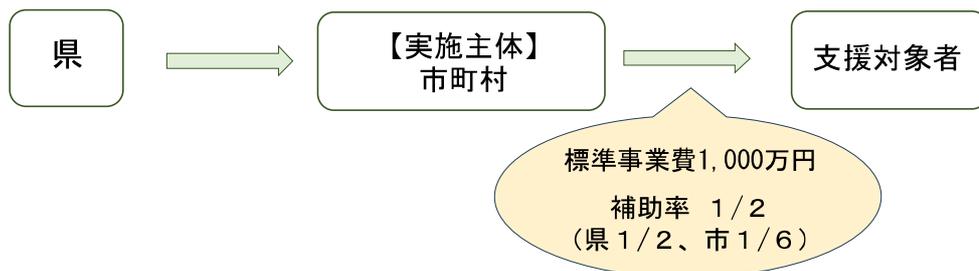
※標準事業費はいずれも1,000万円

お金の流れ

① 研修中の生活資金補助



② 経営継承時の機械・施設等導入支援



担い手へのソフト・ハード支援

令和7年度版

認定農業者等

集落営農

相談

- < 専門家への相談等 >
- 農業経営・就農支援体制整備推進事業（国）（県事業名：農業経営者サポート事業）
支援チームの構築と専門家派遣・伴走支援等

法人化

- 農業経営体法人化等支援事業（県）
法人化に向けた活動や事務負担軽減に係る経費
標準事業費：30万円/経営体
補助率：県 1/2、市町村 1/4

< 法人化・雇用・機械導入支援 >

- 集落営農連携促進等事業（国）
（県事業名：集落営農広域連携促進事業）
- ①ビジョンづくりへの支援
集落ビジョン策定に向けた検討等 補助額：国定額
- ②新たな部門の確立等
試験栽培等の経費 補助額：国定額
- ③若者等の雇用
若者等の賃金等に対し補助
補助額：100万円/年（国定額、最長3年間）
- ④法人化支援
集落営農の法人化に補助 補助額：25万円（国定額）
- ⑤機械等導入
共同利用機械の導入支援 補助率：国 1/2以内
- ①～⑤の取組を1,000万円以内で3年間にわたり支援
- 集落営農広域連携促進事業（県）
- ①広域連携に向けた検討等
補助額：35万円/組織（県定額）
- ②集落営農構成員の資格取得
補助金上限：5万円 補助率：県 1/2以内

経営発展への支援

- < 雇用への支援 > ○富山あぐりマッチボックス ○雇用就農資金（国）

機械導入

< スマート農機導入支援 >

- とやま型集落営農スマート農機導入事業（県）
経営発展に必要なスマート農機等の導入を補助
標準事業費：900万円 補助率：県 1/3、市町村 1/6

- 農地利用効率化等支援交付金（国）（県事業名：経営体育成支援事業）
農業経営の発展等に必要な農業機械等の導入支援
- ①融資主体支援タイプ 補助金上限：300万円、補助率：国 3/10以内
- ②地域農業構造転換支援タイプ 補助金上限：1,500万円、補助率：国 3/10以内（リースは 3/7以内）
- 担い手応援！農地管理効率化事業（県）
農地引受方向上に向けた草刈り・水管理の省力化機械・資材の導入を補助
補助金上限：90万円 補助率：県 2/10、市町村 1/10

経営継承等

- 世代交代・初期投資促進事業（国）世代交代円滑化タイプ（県事業名：世代交代就農円滑化事業）
- ①継承資産の有効活用、②法人化等への支援、③機械・施設の購入支援
支援対象：令和4年度以降に50歳未満で独立・自営就農した者等
補助金上限：600万円（国）（①～③合わせて600万円まで）
補助率：①② 国 1/3、県 1/6、市町村 1/12、③ 国 1/2、県 1/4、市町村 1/8
- セカンドキャリア応援！農業経営継承事業（県）
支援対象：令和7年度に経営継承して経営を開始する50代
標準事業費：1,000万円 補助率：県 1/3、市町村 1/6
- とやまで就農受入体制づくり事業（県）
新規就農者を受入れ、実践的な研修に必要な農業用機械等の導入支援
標準事業費：1,500万円 補助率：1/2（国）

令和7年度担い手応援！農地管理効率化事業

農業経営課

1 目的

担い手が農地を引受できるよう、畦の草刈りやほ場水管理の負担軽減を図るため、リモコン草刈機や自動給水栓等の導入、畦カバーシートや地被植物の施工を支援する。

<対象資材・機械(例)>
・畦カバーシート、リモコン草刈機、モアー、
・自動給水栓 等

2 内容

- (1) 助成対象 地域計画のうち目標地図に位置付けられた担い手
(認定農業者 等)
- (2) 対象経費 リモコン草刈機や自動給水栓等の導入、畦カバーシートや
地被植物の施工に係る経費
- (3) 標準事業費 3,000 千円
- (4) 補助率等 3/10 (県 2/10 以内、市町村 1/10 以上)
- (5) 採択要件
・10%以上の売上高拡大、10%以上の経営面積拡大等の目標から1つ以上選び目標
年度までに達成すること。

3 予算額 10,000 千円

令和7年度集落営農広域連携促進事業

農業経営課

1 目的

富山県農業の継続と発展のため、集落営農組織の広域連携のモデルづくりと、労力確保支援を行い、集落営農組織の世代交代・若者の就業促進・少人数大規模経営・園芸導入を図るもの。

2 内容（令和7年～10年）

- (1) 広域連携組織のモデルづくり（国：集落営農連携促進等事業の実施を含む）
合意形成に係る支援、組織設立費用、ハード支援等
- (2) セミナーやモデルの横展開により県下へ広域連携組織を普及
広域連携セミナー、モデルの横展開
- (3) 個別の集落営農組織の労力確保の支援
構成員資質向上支援

表 令和7年度事業内容

メニュー	事業概要	予算、財源、積算
(1) 広域連携組織のモデルづくり	①広域連携組織設立に向けた検討や合意形成に係る経費の補助 広域連携を目指す集落営農組織や関係機関で構成される協議会の合意形成に向けた活動費（資料印刷代、講師謝礼、視察旅費等）を補助。	予算額：700千円 積算：350千円（県定額）×2地区
	②広域連携組織の設立費用の補助 法人設立に係る費用	予算額：500千円 積算：250千円（国定額）×2地区
	③広域連携組織等の設立に合わせ必要となるハード・ソフト支援 ア 広域連携組織のモデルづくり 機械導入支援 イ 既存合併組織等への支援 （ア）機械導入支援 （イ）法人化、雇用等への支援	予算額：40,000千円 ア 広域連携組織のモデルづくり 20,000千円×国1/2×1地区=10,000千円 イ 既存合併組織等への支援 （ア）機械導入支援 10,000千円×国1/2×5地区=25,000千円 （イ）雇用等への支援 1,000千円（国定額）×5地区=5,000千円
(2) 県下への広域連携普及	広域連携のメリットを伝えるセミナー、集落営農組織向け雇用セミナーの開催に係る費用	予算額：400千円 積算：200千円（国、県）×2回
(3) 集落営農組織の労力不足支援	集落営農組織の構成員の資格取得等を支援 広域連携に取り組む組織は1/2か50千円のいずれか低い額 広域連携に取り組まない組織は1/3か30千円のいずれか低い額 ※概ね45歳以上70歳未満を対象とする。	予算額：2,500千円 積算：50千円（県1/2）/組織×50組織

3 県予算額 44,100千円

4 実施期間 令和6年度～10年度

36 集落営農連携促進等事業

【令和7年度予算概算決定額 200（250）百万円】

<対策のポイント>

地域計画に位置付けられている集落営農の**連携・合併**による、広域展開での**効率的な生産・販売体制の確立**等に向けた取組を支援します。

<事業目標>

地域計画が策定された地域における担い手利用する農地面積の割合の増加

<事業の内容>

地域計画に位置付けられている集落営農の**連携・合併**に向けた**収益力強化**等を目指すための**ビジョンづくり**及びその実現に向けた**具体的な取組**を総合的に支援します。（支援期間：最長3年、優先枠（将来像が明確化された地域計画の策定地域等）、補助上限額10百万円）

① ビジョンづくりへの支援

連携・合併による**集落営農の目指す農業の姿**や**具体的な戦略**の検討など、**集落ビジョン**の策定に向けた取組を支援します。【定額】

② 具体的な取組の実行への支援

ア 収益力向上の柱となる経営部門の**確立**等のため、**高収益作物の試験栽培、加工品の試作、販路開拓**などに**取り組む経費**【定額】
 イ 取組の中核となる人材を確保するため、候補となる若者等を**雇用する経費**（賃金等）【定額（100万円/年）、最長3年間】
 ウ 信用力向上等に向けた**組織の法人化に必要な経費**【定額（25万円）】
 エ 効率的な生産のための**共同利用機械等の導入経費**【1/2以内】

③ 関係機関によるサポートの取組を支援

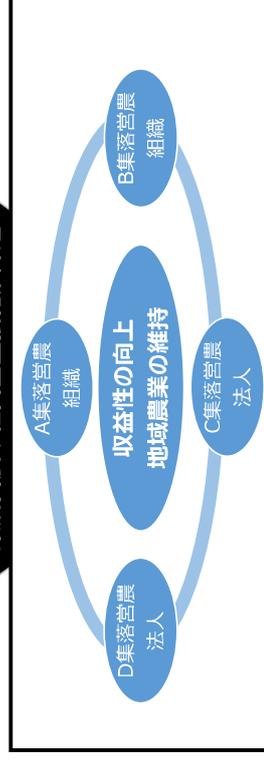
集落営農の取組を都道府県（普及組織）やJA、市町村等の地域の関係機関が集中的にサポートするために必要な経費を支援します。【定額】

<事業の流れ>

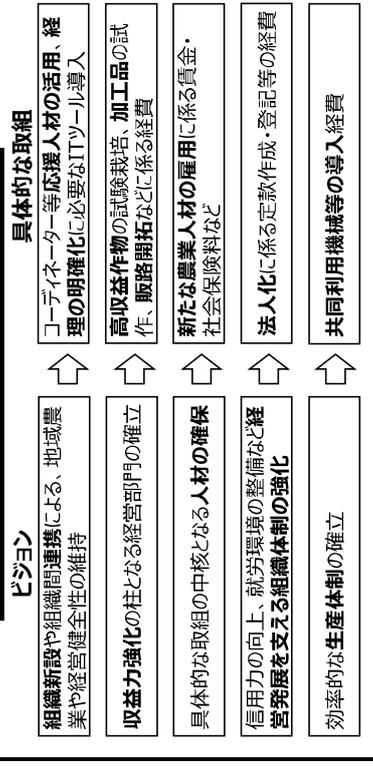


<事業イメージ>

集落営農の経営基盤強化が課題



課題を乗り越えるための新たな取組（例）



【お問い合わせ先】 経営局経営政策課 (03-6744-0576)

令和7年度当初予算 とやま型集落営農スマート農機導入事業

農業経営課

1 目的

とやま型農業経営モデルの実現を目指す集落営農に対して、経営発展に必要なスマート農機等の導入を補助し、10年後を見据えた地域農業の体制づくりを支援する。

2 内容

- (1) 助成対象 集落営農法人
- (2) 対象経費 スマート農業機械等^{*}の導入に係る経費
(^{*}農林水産省「農業新技術 製品・サービス集」に記載の機械等が対象)
- (3) 標準事業費 9,000千円

<対象機械(例)>

- ・自動操舵システム(ハンドルを自動制御し、設定経路を自動走行)
- ・田植機(直進アシスト機能付、可変施肥機能付)
- ・アシストスーツ
- ・ドローン 等

<標準事業費の積算(例)>

ドローン3,000千円+自動操舵システム2,000千円+直進アシスト田植機4,000千円

- (4) 補助率等 1/2 (県1/3以内、市町村1/6以上)
- (5) 採択基準 (次のいずれにも該当すること。)
- ・「とやま型農業経営モデル」実現に向けた事業計画を作成し、その実現に向けて取り組むこと。
 - ・任意組織の場合は、法人化すること。(事業実施3年度までの見込みを含む)
 - ・地域計画の目標地図に位置づけられること。
 - ・「富山県農業経営・就農支援センター」の「重点支援対象者」に選定され、市町村、農林振興センター等からなる支援チームから継続的支援を受けること。

3 予算額 16,500千円

4 実施期間 令和7年度

令和7年度 経営体育成支援事業の概要

農業経営課

1 事業の目的

意欲ある担い手の経営発展を推進するため、地域計画のうち目標地図に位置付けられた担い手等に対し、必要な農業用機械、施設等の導入を支援する。
(国補「農地利用効率化等支援交付金」の実施)

2 事業の概要

(1) 事業実施主体 市町村

(2) 事業のメニュー

タイプ	融資主体支援タイプ	地域農業構造転換支援タイプ
趣旨	融資を受けて生産の効率化の取組等を行おうとする農業者に対し必要な農業用機械等の導入を支援	完成度の高い地域計画が策定された地域において、担い手の農地引受力の向上等に必要な農業用機械・施設の導入を支援
助成対象者	地域計画のうち目標地図に位置付けられた者	地域の中核となる担い手
対象経費	① 農産物の生産、加工、流通その他農業経営の開始若しくは改善に必要な機械等の取得、改良又は補強 ② 農地等の造成、改良又は復旧	① 農産物の生産、加工、流通その他農業経営の開始若しくは改善に必要な機械等の改良又は取得 ② 農地等の改良又は造成 ③ リースによる農産物の生産、加工、流通その他農業経営の開始若しくは改善に必要な農業用機械の導入
	※スマート農業、集約型農業経営、グリーン化の取組に関する機械等の導入について、優先枠を設定 ○優先枠の対象機械 農業用ドローン 等	/
補助率等	3/10以内（国補） ※助成金の額は次のうち最も低い額とする。 ・助成対象経費に3/10を乗じて得た額 ・助成対象経費のうち融資額 ・助成対象経費から融資額及び地方公共団体の助成額を控除して得た額	・購入 3/10以内（国補） ・リース 定額（国補） ※リースは導入する農業用機械の取得相当額の3/7を定額で支援
補助上限額	300万円/経営体 等	1,500万円/経営体

3 県予算額 150,000 千円（国：150,000）

37 農業経営・就農支援体制整備推進事業

【令和7年度予算概算決定額 600 (534) 百万円】

<対策のポイント>

都道府県が農業経営・就農支援センターとしての機能を担う体制を整備し、就農等に関する相談対応、希望に応じた市町村等関係機関への紹介・調整、農業経営の改善、法人化や円滑な継承等に必要な助言・指導などを行う取組を支援します。

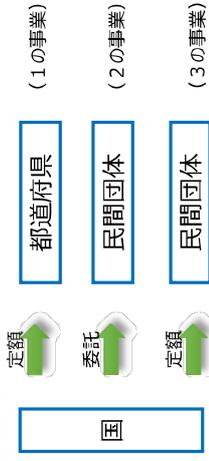
<事業目標>

支援実施から5年後における農業者の経営戦略目標を達成した経営体数の増加（支援経営体数の8割）

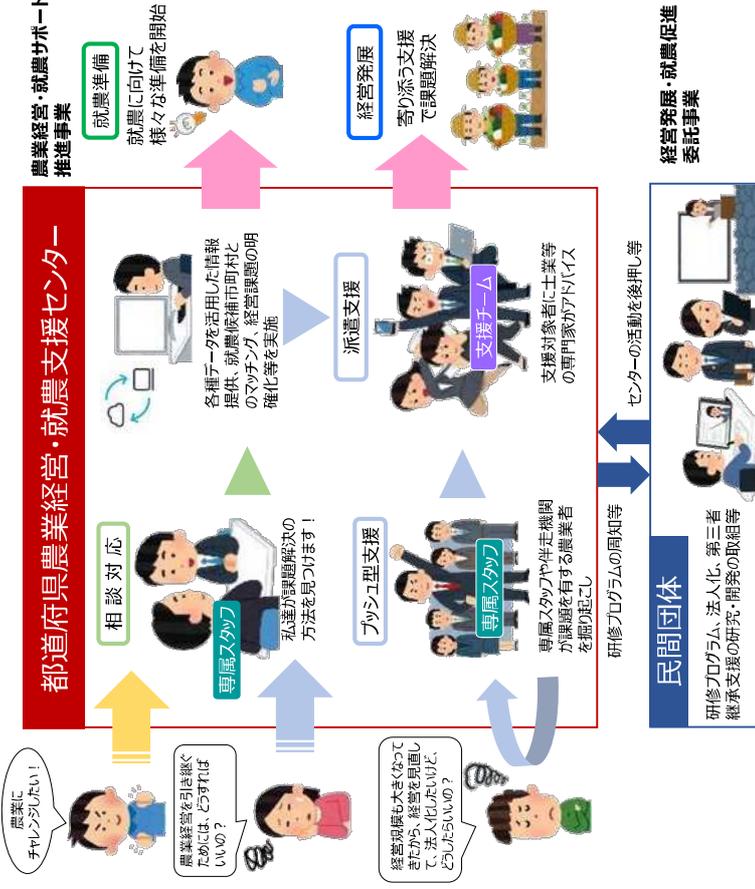
<事業の内容>

- 1. 農業経営・就農サポート推進事業** 425 (414) 百万円
 都道府県が就農や農業経営をサポートする農業経営・就農支援センターを整備し、就農等の相談対応、就農候補市町村等との調整、農業経営の改善、法人化や農業経営の円滑な継承等の課題を有する農業者の掘り起こし及び課題解決のための専門家によるアドバイス等を行う取組を支援します。
- 2. 経営発展・就農促進委託事業** 145 (90) 百万円
 農業者の経営管理能力の向上に資する、農業経営人材を育成する研修プログラム、農業経営の法人化支援システム、円滑な第三者継承に必要なガイドラインの研究・開発等を行います。
- 3. 優良経営体表彰等事業** 30 (30) 百万円
 全国の優れた農業経営体の表彰及び「全国農業担い手サミット」の開催を支援します。

<事業の流れ>



<事業イメージ>



【お問い合わせ先】 経営局経営政策課 (03-3502-6441)

令和7年度当初予算 農業経営者総合サポート事業

農業経営課

1 農業経営者サポート事業

(1) 趣旨

多様な経営課題への対応や農業を担う人材の確保・育成のため、県が関係機関と連携して「富山県農業経営・就農支援センター」を設置し、相談対応や専門家派遣などの支援を行うもの。

(2) 内容

① 実施主体：富山県（委託先：（一社）富山県農業会議、（公社）富山県農林水産公社）

② 農業経営・就農サポート推進事業で実施する内容

ア 富山県農業経営・就農支援センターの設置、センター運営会議の開催

イ 支援チームの構築と専門家派遣等による伴走型支援

ウ 就農相談会の開催 等

(3) 予算額 13,800 千円（国補 10/10：農業経営・就農支援体制整備推進事業）

2 農業経営体法人化等支援事業

(1) 趣旨

個別経営体等が行う法人化に向けた活動や、法人化に必要な事務処理負担を軽減するための支援を行うもの。

(2) 要件

- ・事業実施年度内に法人登記を行うこと
- ・富山県農業経営・就農支援センターの重点支援対象者に選定され、支援チームによる支援を受けること

(3) 内容

事業主体	補助対象経費	標準事業費	補助率	助成対象者数	備考
個別経営体等	税理士等による設立指導、設立登記委託、経営力強化活動、事務能力向上活動等に係る経費	300 千円 / 経営体	県 1/2 市町村 1/4	8 経営体	市町村を経由して各経営体に交付

(4) 予算額 1,200 千円

※複数の個人農家が法人化する際には、代表者（設立予定の法人の役員）1名に事業への申請手続きを行っていただきます。

3 予算額 15,000 千円

令和7年度当初予算 農地中間管理事業のうち
農地中間管理推進事業

農業経営課

1 目的

地域での話し合いにより将来の農地利用の姿を明確化した「地域計画」に基づき、農地中間管理機構を通じた担い手による農地の集積・集約化を促進することで、持続可能な地域の農業構造を実現する。

集積率目標 ※県農業・農村振興計画 (R4.3月策定)	66.5% (R2) ➡ <u>80% (R13 目標)</u>
現状値	69.1% (R5 末)

2 内容

(1) 農地中間管理機構事業 (82,976 千円)

目標地図の実現に向け、機構による農地の借受け、貸付けを行い、集約化等を進める

- 実施主体：県農林水産公社 (補助率：国 7/10、県 3/10 他)
- 農地中間管理機構の主な業務
 - ・農地の借受け、貸付け業務 (条件調整、交渉、契約管理、賃料受払等)
 - ・農地の管理業務 (貸付けまで一時的に保有する農地の保全管理)
 - ・遊休農地解消業務 (貸付けが見込まれる 1 号遊休農地について草刈り等の簡易な整備を実施)

(2) 機構集積協力金交付事業 (208,000 千円)

機構活用により集積・集約化を進める地域に対して協力金を交付

- 実施主体：市町村 (補助率：国 10/10)

(3) 中山間地域等条件不利農地集積加速化支援事業 (1,800 千円)

担い手が機構から借りた条件不利農地に対して行う、作業効率改善を支援

- 上限事業費：100 千円/筆または 400 千円/経営体 (いずれか低い額)
- 事業実施主体：市町村 (補助率：県 1/2、市町村：1/4)

(4) 機構集積支援事業 (26,900 千円)

市町村農業委員会等が、機構による農地集積を支援するための経費

- 実施主体：県農業会議、市町村農業委員会 (補助率：国 10/10)

(5) 農地売買支援事業 (2,000 千円)

農地中間管理事業の特例として、売買による権利移転を支援するための経費

- 実施主体：県農林水産公社 (補助率：国 6/10、県 4/10)

(6) 農地保有合理化事業 (1,230 千円)

旧保有合理化事業により借入れた農地の貸借契約の管理に要する経費

- 実施主体：県農林水産公社 (補助率：県 10/10)

3 県予算額 322,906 千円

地域計画に基づく農地の集積・集約化支援策

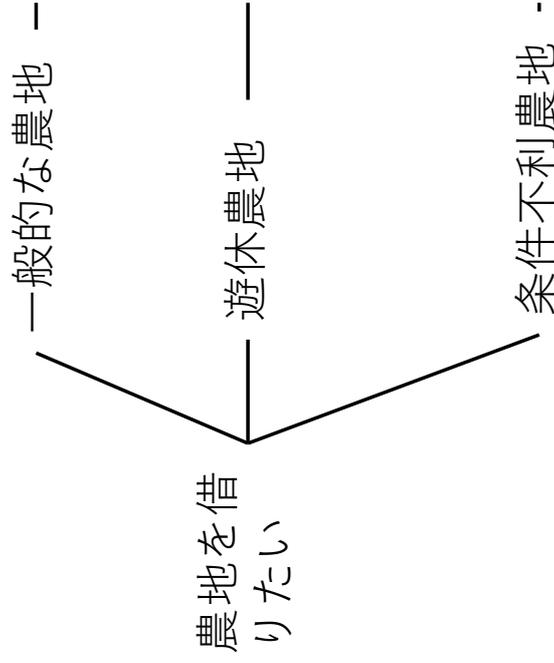
地域

担い手等（農地の受け手）

農地の状態

支援内容

事業名



一般的な農地 - 貸借に係る振込手数料等を支援

遊休農地 - 解消のための簡易な整備に要する経費を支援
補助上限額：43千円/10a

条件不利農地 - 新たに機構を通じて借り入れた農地に行う作業効率改善経費を支援
補助上限額：50千円/筆又は200千円/経営体（いずれか低い額）

遊休農地解消対策事業

中山間地域等条件不利農地集積加速化支援事業

機構の活用により協力を支援

- ①地域の8割以上（中山間は6割以上）の農地を貸し付ける場合：28～34千円/10a
- ②地域の団地面積が10ポイント以上増加する場合：10～30千円/10a

地域で集積・集約化に取り組みたい
（組織化、基盤整備等も含む）

機構集積協力金

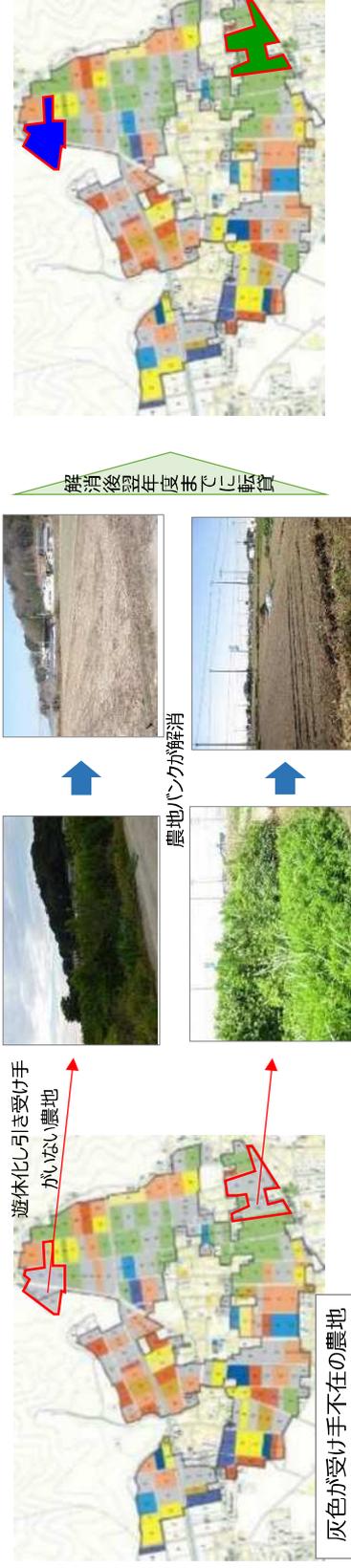
令和7年度農地バンク関連予算の見直し～遊休農地解消対策事業～（案）

（1）主な見直し事項

	現行	見直し後
交付対象農地	農業振興地域内の簡易な基盤整備で解消可能な遊休農地（緑区分）	地域計画区域内の目標地図において受け手が位置付けられていない遊休農地（緑区分）
事業実施主体	農地バンク	農地バンク、市町村
中間管理権の取得	使用貸借に限る	賃借、使用貸借

※ 見直し事項については、要綱協議過程にて変更する可能性

（2）見直し後の事業イメージ



- 一部の県からは使いにくくなったとの意見があるが、今後は地域計画の実現に向けた施策にフォーカスすることが必要。事業の流れとしては、
 - （1）現行事業の運用においても、当該遊休農地の解消に当たっては受け手を探してから、農地バンクが農地を借り受け、当該受け手に解消作業を委託して実施されているところ。
 - （2）見直し後に当たっても、受け手が位置付けられていない農地について、まず（遊休状態が解消されれば耕作してもいいといった）受け手を探していただき、受け手が確保された場合には農地を借り受け、受け手等に解消作業を委託し、遊休農地が解消された後に地域計画を変更し当該農地を受け手に貸し付けるといった現行事業と同じフローで事業を実施。

令和7年度農地バンク関連予算の見直し～機構集積協力金～

- 昨年度からも示してきたとおり機構集積協力金については、**集約化への支援にシフト**していく方向。
- この認識については、財政審資料にもあるとおり、財務省も「集約化の推進に軸足を移していく必要」との記載があるように**財務省とも同じ方向を向いている**ところ。
- このため、令和7年度については、**地域集積協力金の単価区分を縮小**。

令和7年度の交付単価区分

【概算要求時の単価区分】

	農地バンクの活用率（累積）		交付単価
	一般地域	中山間地域	
区分2①	40%超50%以下	/	1.3万円/10a
区分2②	50%超70%以下	15%超30%以下	1.6万円/10a
区分3	70%超80%以下	30%超50%以下	2.2万円/10a
区分4	80%超	50%超80%以下	2.8万円/10a
区分5	/	80%超	3.4万円/10a

【見直し後の単価区分】

	農地バンクの活用率（累積）		交付単価
	一般地域	中山間地域	
区分2①	40%超50%以下	/	1.3万円/10a
区分2②	50%超70%以下	15%超30%以下	1.6万円/10a
区分3	70%超80%以下	30%超50%以下	2.2万円/10a
区分4①	/	50%超60%以下	2.8万円/10a
区分4②	80%超	60%超80%以下	2.8万円/10a
区分5	/	80%超	3.4万円/10a

⑧農業経営基盤強化対策事業費のうち

令和7年度当初予算 富山県担い手育成・確保総合支援事業

農業経営課

1 趣 旨

県段階及び市町村段階の担い手育成総合支援協議会がこれまで行ってきた担い手の育成・確保に向けた支援、重点的に取組みを進めてきた農業経営継承、就農意識の啓発、人材の確保に加え、新たに就農希望者に対する情報発信を支援する等、担い手の育成・確保を総合的に推進する。

2 内 容

(1) 県担い手育成総合支援協議会の取組 16,248 千円（補助率：定額、一部 1/2 以内）

- ・ 県段階での担い手（認定農業者、集落営農組織等）の育成活動
- ・ 担い手の法人化推進、経営改善支援
- ・ 地域担い手協議会の指導及び連携活動
- ・ モデル経営体や農村起業の育成支援活動
- ・ 法人経営体等の担い手や新規就農者（従業員含む）に関する調査研究活動 等

(2) 地域担い手育成総合支援協議会の取組 10,500 千円（補助率：1/2 以内）

従来活動枠（6,300 千円）

- ・ 担い手の育成・確保に向けた地域の活動方針の取りまとめ
- ・ 認定農業者を志向する者への経営改善計画の作成支援や計画の達成状況の確認、達成に向けたフォローアップ
- ・ 経営管理能力向上のための研修会（簿記研修会等）の開催 等

重点枠 4,200 千円（補助率：1/2 以内）

新【必須】就農希望者へのマッチングに向けた情報発信

- ・ 就農希望者に向けた産地提案書の作成
- ・ 産地提案書に基づく地域からの情報発信 等

【選択】経営継承の促進

- ・ 継承に対する地域の実態・ニーズ調査
- ・ 経営移譲希望者の掘り起こし、リスト作成
- ・ 経営継承希望者への情報提供 等

【選択】就農意識の啓発

- ・ 若手農業者等による農業高校生・保護者への農業の魅力発信や就農体験イベントの開催
- ・ 産地における就農PR動画の作製やバスツアーの開催、受入態勢構築 等

【選択】人材の確保

- ・ 農業法人の人材募集活動支援（フェアへの出展や雇用就農に向けた研修）
- ・ 新規就農者サポーター制度の導入
- ・ 他産業との労働力のマッチング 等

(3) 人材確保に向けた県の取組 200 千円

指導者向け・農業者向けの人材確保に向けたセミナーの開催による機運の醸成

3 事業費 26,948 千円